

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 9 日

関係機関の長 殿

愛媛労働局労働基準部
健 康 安 全 課 長
(契 印 省 略)

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正等について

日頃から安全衛生行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止につきましては、厚生労働省による令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」にて示されていたところ、技術動向等を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正されましたので、周知につきましてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」(令和2年8月17日付け基安化発0817第1号)新旧対照表

改正後	現行
基安化発0817第1号 令和2年8月17日 一部改正 基安化発1019第1号 令和2年10月19日 一部改正 基安化発0705第1号 令和3年7月5日 一部改正 基安化発1222第2号 令和3年12月22日 一部改正 基安化発0518第1号 令和4年5月18日 一部改正 基安化発1226第1号 令和7年12月26日	基安化発0817第1号 令和2年8月17日 一部改正 基安化発1019第1号 令和2年10月19日 一部改正 基安化発0705第1号 令和3年7月5日 一部改正 基安化発1222第2号 令和3年12月22日 一部改正 基安化発0518第1号 令和4年5月18日
関係団体の長 殿 厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課長 (公印省略)	関係団体の長 殿 厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課長 (公印省略)
剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について	剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について

(略)	(略)
1 鉛中毒予防規則第 40 条第 1 号により、含鉛塗料のかき落とし業務は「著しく困難な場合を除き、湿式によること。」と規定されていることに留意すること。なお、「著しく困難な場合」とは、昭和 42 年 3 月 31 日付け基発第 442 号「鉛中毒予防規則の施行について」に示すとおり「サンドブラスト工法を用いる場合又は塗布面が鉄製であり、湿らせることにより錆の発生がある場合等をいうこと。」の他、剥離剤を吹き付けること等により作業環境中の剥離剤濃度が高濃度になる場合において、送気マスクの適切な使用等の適切なばく露防止措置が講じられず労働者が高濃度に剥離剤にばく露するおそれがある場合も含むこと。 なお、最新の公共工事の仕様書等や日本産業規格では、上記通達の「サンドブラスト工法」という用語は使用されおらず、「ブラスト法」や「ブラスト処理方法」とされていることに留意すること。	1 鉛中毒予防規則第 40 条第 1 号により、含鉛塗料のかき落とし業務は「著しく困難な場合を除き、湿式によること。」と規定されていることに留意すること。なお、「著しく困難な場合」とは、昭和 42 年 3 月 31 日付け基発第 442 号「鉛中毒予防規則の施行について」に示すとおり「サンドブラスト工法を用いる場合又は塗布面が鉄製であり、湿らせることにより錆の発生がある場合等をいうこと。」の他、剥離剤を吹き付けること等により労働者が高濃度に剥離剤にばく露するおそれがある場合も含むこと。
2 (略)	2 (略)

剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項（令和4年5月18日）新旧対照表

改正後		現行
令和4年5月18日 一部改訂 令和4年10月28日 一部改訂 令和6年3月15日 一部改訂 令和6年4月30日 一部改訂 令和7年12月26日		令和4年5月18日 一部改訂 令和4年10月28日 一部改訂 令和6年3月15日 一部改訂 令和6年4月30日
剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において 注意していただきたい事項		剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において 注意していただきたい事項
1 (略)		1 (略)
2 労働者の健康障害防止措置 (1) (略)		2 労働者の健康障害防止措置 (1) (略)
(2) <u>ブラスト法を用いる場合のばく露防止措置</u> (略)		(2) <u>ブラスト工法（サンドブラスト等）を用いる場合のばく露防止措置</u> (略)
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)
3 (略)		3 (略)